

障支第12号
令和4年4月5日

各障害児（者）施設・事業所の長様

埼玉県福祉部障害者支援課長
鈴木 淳子（公印省略）

令和4年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書の提出について
（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記加算を算定するためには、計画書の提出が必要となります。

つきましては、令和4年4月から加算を算定する場合は、下記のとおり計画書を提出してください。

記

1 提出書類

別紙様式2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書
（交付金別紙様式2-1、交付金別紙様式2-2）

[ホームページ掲載場所]

「総合トップ」→「健康・福祉」→「障害者福祉」→「障害者福祉施設向け情報」
→「障害福祉サービス従事者処遇改善補助事業について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/shoguu.html>

2 提出期限

令和4年4月15日（金）必着

3 提出方法

URLから電子申請システムに入り、作成したファイル名は以下のとおりとさせていただきます。

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=32676

（1）施設（事業所）として提出する場合

ファイル名は「【施設（事業所）番号＋施設（事業所）番号】＋処遇改善臨時特例交付金計画書」としてください。

（例）事業番号が1111234567、事業所名が児童発達支援・放課後等デイサービスちいきせいかつしえんの場合、ファイル名は「1111234567 ちいきせいかつ交付金計画書」としてください（入力可能文字数は25文字です）。

- (2) 法人全体で各施設（事業所）をまとめて提出する場合
ファイル名は「法人名交付金計画書」としてください(入力可能文字数は 25 文字
です)。
法人名は可能な限り略称ではなく正式な名称としてください。

5 留意事項等

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の申請にあたっては、令和4年度福祉・介護職員処遇計画書の提出が必要です。

以下の URL に掲載している様式で別途作成の上、提出してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/siteitetuduki/syougai-syoguukaizen.html>

6 お問い合わせ先

- (1) 社会福祉法人・NPO法人
障害者支援課 施設支援担当 電話：048-830-3314
- (2) 上記(1)以外の法人（営利法人、一般社団法人等）
障害者支援課 地域生活支援担当 電話：048-830-3317